



2026年5月22日

各 位

会社名 JALCO ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田辺 順一
(東証スタンダード市場・コード 6625)
問合せ先 管理本部長 櫻井 義郎
電話 03-3274-5240

第3回及び第5回無担保普通社債の期限前償還並びに 第12回無担保普通社債の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、当社発行の第3回無担保普通社債及び第5回無担保普通社債について、同日付で期限前償還を行うとともに、2026年5月28日付で新たに第12回無担保普通社債を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本件の概要

当社は、カタリスト株式会社が保有している当社発行の第3回無担保普通社債 10億円及び第5回無担保普通社債 7億円、合計 17億円について、2026年5月22日付で期限前償還を行います。

そのうえで、2026年5月28日付で、カタリスト株式会社を総額引受先として、発行総額 20億円、利率年 3.0%の第12回無担保普通社債を新たに発行いたします。

本件は、既存社債の繰上償還を伴う新規社債発行であり、既存社債の利率年 6.0%を新規社債の利率年 3.0%へ引き下げることにより、調達額を 17億円から 20億円へ 3億円増加させながら、年間利息負担を低減するものです。

なお、カタリスト株式会社は、当社代表取締役田辺順一が全株式を保有し、かつ代表取締役を務める資産管理会社であり、本件は関連当事者との取引に該当いたします。

2. 期限前償還の対象となる既存社債

(1) 第3回無担保普通社債（私募債）

① 社債の名称	JALCO ホールディングス株式会社 第3回無担保普通社債
② 総額引受先	カタリスト株式会社
③ 発行総額	10億円
④ 発行価格	額面 100円につき金 100円
⑤ 社債の利率	年 6.0%
⑥ 払込期日（発行日）	2024年6月10日
⑦ 償還期限	2027年6月9日
⑧ 担保等の有無	無担保・無保証

(2) 第5回無担保普通社債（私募債）

① 社債の名称	JALCO ホールディングス株式会社 第5回無担保普通社債
② 総額引受先	カタリスト株式会社
③ 発行総額	7億円※
④ 発行価格	額面 100円につき金 100円
⑤ 社債の利率	年 6.0%

⑥ 払込期日（発行日）	2024年7月9日
⑦ 償還期限	2027年6月30日
⑧ 担保等の有無	無担保・無保証

※ 当初の発行総額は8億円でしたが、2024年11月22日に1億円を繰上償還したため、現在の残高は7億円となっております。

3. 新規発行社債の概要

第12回無担保普通社債（私募債）の概要

① 社債の名称	JALCO ホールディングス株式会社 第12回無担保普通社債
② 総額引受先	カタリスト株式会社
③ 発行総額	20億円
④ 発行価格	額面100円につき金100円
⑤ 社債の利率	年3.0%
⑥ 払込期日（発行日）	2026年5月28日
⑦ 償還期限	2027年5月27日
⑧ 担保等の有無	無担保・無保証

4. 本件実施の理由

当社グループは、長期的に安定した収益を見込める収益用不動産の取得、金融支援、M&A コンサルティング事業、ならびに新たに取り組みを進めている系統用蓄電池事業等を成長領域と位置づけております。

今後、収益用不動産及び蓄電所関連案件については、案件化のタイミング、相手方との交渉状況、金融機関との協議状況、契約締結等の進捗により、短期間で資金需要が発生することが想定されます。そのため、当社としては、今後の成長投資機会を確実に捉えるため、手元資金及び調達余力を厚く確保しておく必要があります。

一方で、現在、カタリスト株式会社が保有する当社発行の第3回無担保普通社債及び第5回無担保普通社債は、いずれも利率が年6.0%であり、当社にとって一定の金利負担が生じております。

そこで、当社は、これら既存社債を期限前償還したうえで、新たに利率年3.0%の第12回無担保普通社債20億円をカタリスト株式会社に対して発行することにより、手元資金を厚くしつつ、金利負担を低減することを目的として、本件を実施するものです。

本件により、当社は調達額を17億円から20億円へ3億円増加させる一方で、利率を年6.0%から年3.0%へ引き下げることができます。これにより、年間利息負担は概算で約4,200万円減少する見込みであり、当社の資金繰りの安定化、金融費用の低減、今後の成長投資余力の確保に資するものと判断しております。

5. 関連当事者取引及び利益相反に関する整理

本件は、当社代表取締役田辺順一氏が全株式を保有し、かつ代表取締役を務めるカタリスト株式会社を相手方とする取引であり、関連当事者取引に該当いたします。また、田辺順一氏は本件について特別利害関係を有する取締役等に該当いたします。

この取引は利益相反取引であるため、以下のとおり、独立役員を含む取締役会で慎重な検討と審議を行い、決議を行いました。また、取締役会への付議に先立ち、内部管理体制強化委員会において、本件の必要性、取引条件の合理性、関連当事者取引及び利益相反の観点、少数株主その他一般株主の利益保護の観点から確認を受けております。なお、田辺順一氏は特別利害関係人であるため、上記の取締役会におきまして、議事及び決議には参加していません。

（1）理由

① 本件取引の必要性

本件は、既存の第3回無担保普通社債及び第5回無担保普通社債を期限前償還したうえで、新たに

第 12 回無担保普通社債を発行することにより、今後の事業資金、投資資金、既存債務の返済資金その他当社グループの資金需要に備えることを目的として行うものです。

当社グループにおいては、収益用不動産の取得、金融支援、M&A コンサルティング案件、系統用蓄電池事業等において、案件の進捗に応じて機動的な資金対応が必要となる可能性があります。これらの機会を逸することなく対応するためには、あらかじめ手元資金を厚くし、資金調達の柔軟性を確保しておくことが重要であり、本件取引の必要性が認められるものと考えております。

② 相当性

ア. 他の資金調達との比較

当社の資金調達手段としては、金融機関からの借入、第三者割当増資による CB 及び新株予約権等のエクイティ性資金調達、外部投資家又はファンドからの資金調達等も選択肢となり得ます。

しかしながら、金融機関借入については、審査、担保設定、資金使途の確認、稟議手続、契約手続等に一定の時間を要する場合があります。また、借入額は担保価値や案件の収益性等に依存するため、必ずしも希望する時期、金額、条件で調達できるとは限りません。

また、エクイティ性資金調達については、希薄化、株価への影響、既存株主への影響、発行条件の合理性、開示対応、関係者調整等を慎重に検討する必要があります。これに対し、本件は既存社債権者であるカタリスト株式会社との間で、既存社債の期限前償還と新規社債の発行を一体として実施するものであり、機動性及び実行可能性の観点から、現時点で合理的な調達方法であると判断しております。

なお、カタリスト株式会社は貸金業の登録を行っていないため、借入ではなく、社債の発行による方法を採用しております。

イ. 取引条件の合理性

本件は、既存社債の利率年 6.0%を、新規社債の利率年 3.0%へ引き下げるものであり、当社にとって金融費用の削減効果が明確に認められます。また、調達額も 17 億円から 20 億円へ増加するため、当社の資金調達面でもメリットがあります。

第 12 回無担保普通社債の利率年 3.0%については、当社グループにおける既存の収益用不動産取得に係る借入金の平均金利水準がおおむね年 3.0%程度であることを踏まえたものであり、当社の既存調達実績及び現在の資金調達環境と整合する合理的な水準であると判断しております。

また、第 12 回無担保普通社債は無担保・無保証であり、当社の資産を担保に供することなく資金調達を行うものであるため、今後の収益用不動産取得や蓄電所案件における金融機関借入、プロジェクトファイナンス等の調達余力を維持する観点からも合理性が認められます。

(2) 結論

以上、本件取引の必要性、他の資金調達との比較、取引条件の合理性等を総合的に考慮し、カタリスト株式会社による無担保普通社債全額引受の方法により資金調達を行うことは、当社にとって適切であるとの判断に至っております。

本件により、当社は調達額を増加させながら金融費用を削減することが可能となり、当社の今後の資金需要に備え、財務基盤の安定性及び資金調達の柔軟性を高めることが可能であると判断しております。

6. 今後の見通し

本件による当社連結業績への影響は軽微であります。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上